

令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

藤 沢 市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率をそれぞれ次のとおり公表します。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設けるとともに、財政状況が悪化しその比率が一定の基準を超えた場合には、財政健全化計画又は財政再生計画の策定を義務付け、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的としています。

１ 健全化判断比率

令和５年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果は、下表のとおりとなりました。いずれの指標も財政健全化計画の策定が義務付けられる早期健全化基準を下回り、本市の財政状況が「健全段階」であることを示す結果となりました。

比 率 区 分	本市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－ % (▲ 6. 8 5 %)	1 1. 2 5 %	2 0 %
連結実質赤字比率	－ % (▲ 1 9. 5 1 %)	1 6. 2 5 %	3 0 %
実質公債費比率	5. 2 %	2 5 %	3 5 %
将 来 負 担 比 率	4 5. 2 %	3 5 0 %	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の比率欄「－%」は、それぞれ比率の算定の結果、「実質赤字額がない」ことを表しています。

参考として（ ）にマイナスの比率を表記しています。

〔各指標の説明と算式について〕

（１）実質赤字比率

一般会計等を対象（本市の場合、一般会計及び墓園事業費特別会計、北部第二（三地区）土地区画整理事業費特別会計が対象）とした実質赤字額が、標準財政規模に対してどの位の比率であるかを表すもので、財政運営の深刻度を把握するものです。

本市の算定結果は、３会計とも実質赤字額がありませんので、実質赤字比率は、昨年度同様に算定されませんでした。

参考としてマイナスの比率を表示する場合、▲６．８５％となります。

$$\text{算式} = \frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（２）連結実質赤字比率

全会計を対象（本市の場合、一般会計及び公営企業会計を含む７特別会計が対象）としたもので、一般会計及び特別会計の実質赤字額並びに公営企業会計の資金不足額を合計した額が、標準財政規模に対してどの位の比率であるかを表すもので、地方公共団体全体としてみた収支における資金の不足の深刻度を把握するものです。

本市の算定結果は、８会計とも実質赤字額並びに資金不足額がありませんので、連結実質赤字比率は、昨年度同様に算定されませんでした。

参考としてマイナスの比率を表示する場合、▲１９．５１％となります。

$$\text{算式} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（３）実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金（市が借り入れた借入金の元金及び利子の返済額）及び準元利償還金（公営企業会計が借り入れた借入金の返済財源として一般会計が繰り出す額など）が、標準財政規模に対してどの位の比率であるかを表すもので、借入金等の返済率の高さを示しており財政の弾力性を把握するものです。

本市の算定結果は、早期健全化基準２５％に対し５．２％となり、昨年度の４．８％から０．４ポイント増加しております。

$$\text{算式} = \frac{(\text{市債の元利償還金} + A + B) - (C + D)}{\text{標準財政規模} - D}$$

（３カ年平均）

A＝公債費に準ずる債務負担行為

B＝公営企業債の償還に充当した一般会計繰出金

C＝都市計画事業に係る市債償還額に充当した都市計画税等の特定財源

D＝災害復旧費等に係る基準財政需要額算入額

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対してどの位の比率であるかを表すもので、将来財政を圧迫する可能性の高さを示しており将来負担の程度を把握するものです。

将来負担額として算定される本市の負債は、一般会計等の市債現在高をはじめとして、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等への繰入見込額、退職手当支給予定額に係る負担見込額及び損失補償をしている出資法人の負債等負担見込額であります。

算定結果は、早期健全化基準350%に対し45.2%となり、昨年度の46.4%から1.2ポイント減少しております。

$$\text{算式} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定歳入} + A)}{\text{標準財政規模} - B}$$

A＝市債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

B＝災害復旧費等に係る基準財政需要額算入額

◆早期健全化基準とは……

財政が一定程度悪化し、早期の健全化が必要となる段階に移行する基準値が「早期健全化基準」となります。4つの健全化判断比率のいずれかひとつでもこの基準値以上になると、自主的な改善努力により財政健全化を目指す「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定しなければなりません。

議決後の「財政健全化計画」は速やかに住民に公表し、県知事に報告しなければなりません。また、毎年度、「財政健全化計画」の実施状況を議会へ報告するとともに、住民にもこれを公表することが義務付けられています。

◆財政再生基準とは……

財政の更なる悪化により、国等の関与による確実な再生を図る必要がある段階に移行する基準値が「財政再生基準」となります。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかがこの基準値以上になると、確実な再生を目指す「財政再生計画」を議会の議決を経て策定しなければなりません。

議決後の「財政再生計画」は速やかに住民に公表し、総務大臣に報告しなければなりません。また、毎年度、「財政再生計画」の実施状況を議会へ報告するとともに、住民にもこれを公表することが義務付けられています。

なお、「財政再生計画」について総務大臣の同意を得ていないときは、災害復旧事業債を除き地方債の発行ができませんが、同意を得ているときは、再生振替特例債を総務大臣の許可を受けて発行することができます。

2 資金不足比率

令和5年度決算に基づき公営企業会計に係る資金不足比率を算定した結果は、下表のとおりとなりました。算定の対象となった2つの公営企業会計のいずれも資金不足を生じていないため、公営企業の経営状況が「経営健全段階」であることを示す結果となりました。

公営企業に係る特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業費特別会計	－％ (▲26.3％)	20％
市民病院事業会計	－％ (▲43.4％)	

(注) 資金不足比率の欄「－％」は、資金不足比率の算定の結果、「資金不足額がない」ことを表しています。

参考として()にマイナスの比率を表記しています。

〔資金不足比率の説明と算式〕

公営企業ごとにおける資金の不足額が、事業の規模に対してどの位の比率であるかを表すものです。

本市公営企業の算定結果は、いずれの公営企業においても資金不足額がありませんので、資金不足比率は、昨年度同様に算定されませんでした。

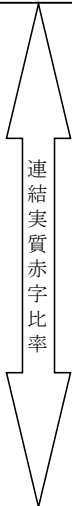
$$\text{算式} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◆経営健全化基準とは……

公営企業の経営が一定程度悪化し、早期の資金不足解消に向けた取組が必要となる基準値が「経営健全化基準」となります。資金不足比率がこの基準値以上になると、自主的な改善努力により経営の健全化を目指す「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定しなければなりません。

議決後の「経営健全化計画」は速やかに住民に公表し、県知事に報告しなければなりません。また、毎年度、「経営健全化計画」の実施状況を議会へ報告するとともに、住民にもこれを公表することが義務付けられています。

＜参考＞本市における健全化判断比率等の対象範囲

区分	本市の会計区分			健全化判断比率等							
一般会計等	一般会計										
	特別会計	墓園事業費特別会計									
		北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計									
国民健康保険事業費特別会計											
介護保険事業費特別会計											
後期高齢者医療事業費特別会計											
公営事業会計	公営企業会計	下水道事業費特別会計									
		市民病院事業会計									
一部事務組合等・広域連合								神奈川県後期高齢者医療広域連合			
地方公社・第三セクター等 ※損失補償を行っている法人が対象								藤沢市土地開発公社 (公財)藤沢市まちづくり協会			

※公営企業会計ごとに算定